



きよかわ通信

2022
(令和4年)

6

No.543



アジサイと宮ヶ瀬水の郷大吊り橋 (撮影: 昨年6月)

LINE UP

令和3年度(下半期)財政状況……………	2	ふれあいのページ……………	7
保健だより……………	4	70歳以上の皆さんのバス運賃を助成 ……	8
診療所だより ……	5	お知らせ村政情報室 ……	9
むらの話題 ……	6	お知らせインフォメーション ……	14

●ホームページ <https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp>



令和(3)年度(下半期)

一般会計・特別会計

財政状況

予算現額	40億6,071万円
収入済額	37億7,595万円
支出済額	32億3,748万円

村の財政が、どのように運営され、どのような状況にあるのかを村民の皆さんにお知らせするため、毎年6・12月の2回、財政状況を公表しています。今回は、令和3年度下半期(令和3年10月1日から令和4年3月31日まで)の歳入・歳出の状況などをお知らせします。

※出納整理期間中(4・5月)の収入・支出は含んでいないため、決算額とは異なります。

問政策推進課財政係 ☎(288)1213



一般会計と特別会計の歳入・歳出の状況

令和3年度の一般会計予算と特別会計予算を合わせた予算現額は、年度途中で補正予算を組んだことなどにより、40億6,071万円となっています。

また、今年3月31日現在の収入済額は37億7,595万円(収入率93.0%)で、支出済額は32億3,748万円(執行率79.7%)となっています(表①)。

歳入の状況

一般会計の収入状況は、予算現額26億8,649万円に対し収入済額が25億4,551万円(収入率94.8%)で、そのうち村税が50.8%を占めています。他には、国や県からの支出金などが主な内訳となります(表②)。

なお、村税の収入状況は、収入済額が12億9,230万円(収入率99.8%)です(表③)。

また、特別会計の収入状況は、予算現額13億7,422万円に対し、収入済額が12億3,044万円(収入率89.5%)となっています(表①)。

歳出の状況

一般会計の支出状況は、支出済額が21億281万円(執行率78.3%)で、総務費や民生費、衛生費、土木費などが主な内訳となります(表④)。

また、特別会計の支出状況は、支出済額が11億3,467万円(執行率82.6%)となっています(表①)。

村債の状況

下水道事業債などの借入残高と下半期の償還(返済)額の内訳は、表⑤のとおりとなります。

なお、令和3年度は、新たな資金の借入れをしています。

積立金の状況

さまざまな住民ニーズに対応するため、新たな事業執行が必要となった場合には、その執行経費に対する財源が必要となります。

そのため村では、その財源を確保するための各種基金を積み立てています(表⑥)。

表① 会計別の執行状況

(単位: 万円・%)

会計名	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	26億8,649	25億4,551	94.8	21億 281	78.3
特別会計	13億7,422	12億3,044	89.5	11億3,467	82.6
国民健康保険事業	4億1,885	4億 293	96.2	3億8,599	92.2
簡易水道事業	1億3,921	1億3,250	95.2	9,365	67.3
下水道事業	4億 123	2億9,528	73.6	2億8,800	71.8
介護保険事業	3億3,746	3億2,242	95.5	2億9,085	86.2
後期高齢者医療事業	7,747	7,731	99.8	7,618	98.3
合計(一般会計+特別会計)	40億6,071	37億7,595	93.0	32億3,748	79.7

3 令和3年度(下半期)財政状況

表④ 一般会計歳出予算の支出状況 (単位: 万円・%)

科目	予算現額	支出済額	執行率
① 議会費	6,898	6,826	99.0
② 総務費	6億6,322	4億5,547	68.7
③ 民生費	5億1,277	4億6,390	90.5
④ 衛生費	2億7,456	2億2,117	80.6
⑤ 農林水産業費	1億4,477	6,414	44.3
⑥ 商工費	1億6,816	1億3,771	81.9
⑦ 土木費	3億5,532	2億7,403	77.1
⑧ 消防費	1億6,045	1億1,696	72.9
⑨ 教育費	2億9,281	2億6,431	90.3
⑩ 災害復旧費	4	0	0.0
⑪ 公債費	3,686	3,686	100.0
⑫ 予備費	855	0	0.0
合計	26億8,649	21億 281	78.3

表⑤ 村債の状況 (単位: 万円)

目的	令和3年 9月末残高	借入額	下半期 償還額	令和4年 3月末残高
臨時財政 対策債など	5億2,103	2億3,470	934	7億4,639
減収補填債	905	—	—	905
消防債	1億7,133	—	512	1億6,621
衛生債	1億2,130	—	330	1億1,800
教育債	1,330	—	83	1,247
下水道事業債	5億7,248	4,640	3,937	5億7,951
合計	14億 849	2億8,110	5,796	16億3,163

表⑥ 積立金の状況 (単位: 万円)

基金名	令和4年 3月末残高
財政調整基金	14億 249
公共施設等整備事業基金	7億3,028
地域活性化推進事業基金	1億9,324
土地開発基金	7
水源地域文化芸術交流事業基金	1,723
障害福祉基金	1,170
地域福祉基金	1,615
敬老基金	1,800
宮ヶ瀬霊園管理運営基金	1億 205
村営住宅管理運営基金	6,813
借上型村営住宅管理運営基金	2,250
森林環境譲与税基金	105
国民健康保険財政調整基金	3,881
簡易水道財政調整基金	8,754
介護保険給付費等支払基金	1,162
災害支援基金	58
合計	27億2,144

表② 一般会計歳入予算の収入状況 (単位: 万円・%)

科目	予算現額	収入済額	収入率
① 村税	12億9,434	12億9,230	99.8
② 地方譲与税	1,759	1,891	107.5
③ 利子割交付金	15	19	126.7
④ 配当割交付金	157	279	177.7
⑤ 株式等譲渡 所得割交付金	103	354	343.7
⑥ 法人事業税交付金	246	358	145.5
⑦ 地方消費税交付金	6,167	7,438	120.6
⑧ ゴルフ場利用税 交付金	1,231	1,568	127.4
⑨ 自動車取得税 交付金	248	201	81.0
⑩ 地方特例交付金	921	922	100.1
⑪ 地方交付税	3億1,527	3億1,122	98.7
⑫ 交通安全対策 特別交付金	52	49	94.2
⑬ 分担金及び負担金	322	366	113.7
⑭ 使用料及び手数料	6,598	6,498	98.5
⑮ 国庫支出金	2億3,827	2億1,918	92.0
⑯ 県支出金	1億7,555	5,931	33.8
⑰ 財産収入	1,834	1,917	104.5
⑱ 寄附金	4,005	4,098	102.3
⑲ 繰入金	838	0	0.0
⑳ 繰越金	1億3,482	1億3,483	100.0
㉑ 諸収入	4,858	3,439	70.8
㉒ 村債	2億3,470	2億3,470	100.0
合計	26億8,649	25億4,551	94.8

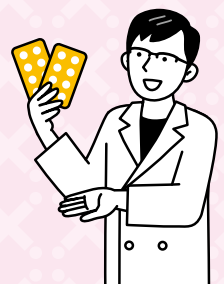
表③ 村税の内訳 (単位: 万円・%)

税目	予算現額	収入済額	収入率
個人村民税	1億4,580	1億4,245	97.7
法人村民税	1,191	1,187	99.7
固定資産税	11億2,335	11億2,445	100.1
軽自動車税	1,010	1,044	103.4
村たばこ税	318	309	97.2
合計	12億9,434	12億9,230	99.8





薬物乱用について正しい知識を



薬物乱用とは

薬物乱用とは、決められたルールを守らずに薬物を使用することを言い、健康を害する行為です。

例えば、病院や薬局などでもらうお薬を正しい用法・用量で飲まないことも乱用に当たります。

また、違法薬物は、一回の使用でも乱用になります。

違法薬物とは

違法薬物にはさまざまな種類があります。代表的なものに、覚醒剤、大麻、「コカイン」、ヘロイン、MDMA、シンナーがあります。これらの薬物が体内に摂取されると、身体的にも精神的にもさまざまな悪影響を生じます。

そのため、これらの薬物の売買や所持、使用などについては、「覚醒剤取締法」、「大麻取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「あへん法」、「毒物及び劇物取締法」などの法律によ

り、厳しく規制されています。

薬物乱用による心身への影響

私たちの脳は、千数百億個もの神経細胞により、膨大な量の情報が瞬時に処理され、生命、感情、行動など全てをコントロールしています。

しかし、薬物を乱用すると、この大切な脳の細胞や機能が破壊されてしまい、体がうまく動かせなくなったり、感情の制御ができなくなったり、正しい判断力や記憶力が衰えたりと様々な悪影響が生じます。

また、呼吸が抑制され、昏睡、そして死に至ることもあります。

乱用薬物の特徴

乱用薬物を摂取すると、脳内で幸せを感じる物質を強制的に増やすため、快感を得られます。

しかし、薬物によって得られる快感は、一時的なものであり長くは続きません。しかも、効果が切れた後

は、摂取する前より気分が落ち込み、イライラします。

そこで、その症状を和らげようと、また先ほどの快感を味わいたいと思い、薬物に再度手を出してしまい、これを繰り返します。

そして、自分の意思では薬物をやめられなくなります。これを「依存」といいます。

また、薬物を繰り返し使用すると、これまで感じた快感の効果が薄れることも多くあります。これを「耐性」といいます。

こうなってしまうと、同じ薬物量では快感を得にくくなり、薬物の使用量や回数がどんどん増えていき、脳や体に深刻なダメージを与えながら薬物がやめられないという悪循環に陥ってしまいます。

また、薬物乱用者は、ストレス、不眠、飲酒などのほんの小さな刺激で、薬物を使用した時と同じような幻覚・妄想などの精神症状が再発

しやすくなります。

このような状態を「フラッシュバック」といい、一生「フラッシュバック」が起きないか不安な毎日を通すことになってしまいます。

甘い言葉に要注意！

いかにも怪しげな薬物の売人から声をかけられても、薬物を買う人はいないでしょう。

実際には、顔見知りの知人や友人、先輩などから「気分が良くなる」「ダイエットにいい」「眠くならないから徹夜の勉強にいい」などと勧められ、摂取してしまうことがあります。

また、「最初はただでいい」ということもあります。依存になってから高額な値段を支払う羽目になることも多々あります。

断る勇気と正しい知識を持つ！

薬物乱用は、心にも体にも取り返しのできない重大なダメージを与えます。

そのため、知人からの誘いや薬物使用に対する好奇心、危険な薬物を使用することに対する特別感から、軽い気持ちで手を出すことは、決して行ってはいけません。

また、乱用薬物は「依存性」があるため、一回だけでやめるのは非常に困難です。

薬物乱用は決して格好の良いファッションではありません。大切な自分の人生と体を薬物で壊してしまわないよう、誘いを拒む勇気と、正しい知識を持つことが大切です。

薬物乱用による周囲への影響

薬物乱用者の中には、「自分だけの問題で、周りには迷惑をかけないから関係ない」と考える人もいます。しかし、薬物乱用による脳への影響により、例えば、安全に車を運転できずに事故を起こしたり、幻覚が見え無差別に人を殺傷したりしてしまうこともあります。

また、感情のコントロールができなくなり、生活や人格が変化すること、家族や友人も大きな被害を受けることが多くあります。

薬物乱用者は、生活の中で薬物乱用を続けることが第一の関心事となります。薬物の購入のためにはお金が必要ですが、手持ちのお金が無くなると、家族や友人にせびるようになり、借金をしたり、窃盗など別の犯罪に手を染めたりするケースもあります。

大切な家族や友人を失わないよう、薬物乱用の影響が自分だけでは済まないことを認識しておきましょう。



薬物乱用問題は相談を！

薬物乱用の問題で困っているのであれば、必ず一人で悩まず信頼できる誰かに相談してください。

薬物乱用の問題解決には、他者のサポートが必要不可欠です。周辺に相談できる方がいなければ、まずは、保健所や精神保健福祉センターなどにご相談ください。

秘密は必ず守りますので、話しづらい内容でも気軽に相談してください。

問 厚木保健福祉事務所

☎(224)1111(代表)

診療所だより



煤ヶ谷診療所
猪野医師

禁煙について

清川村の皆さん、こんにちは。暖かい日がみられるようになりましたが、体調をくずされていないでしょうか。

今回は、タバコについてお話をさせていただきます。タバコが原因になる病気はたくさんあります。COPDといわれる慢性閉塞性肺疾患や肺がん、食道がんなどの悪性腫瘍や、心筋梗塞、脳梗塞、動脈硬化、高血圧など多数あり、命にかかわる病気の原因になります。そして、タバコは吸っている人だけでなく、受動喫煙として周囲の人にも影響を与えます。

喫煙は短期的、長期的な問題を起こすため、現在

は無症状だったとしても年齢を重ねてから症状が悪化するなど、体への影響が出てきます。一方で、早期の禁煙を行うことで、これらの病気のリスクを抑えることができます。

やめたほうがいいことはわかっている、なかなかやめられない方や、一度禁煙したがまた再開してしまったという方もいるかもしれません。それは本人の問題ではなく、たばこに含まれているニコチンの依存性に問題があります。ニコチン依存症になってしまっている方は、タバコをやめると「イライラする」「落ち着かない」といった離脱症状が出現します。

当院では、そんな皆さんをサポートするための禁煙外来も行っています。ご興味をお持ちになられた方は、ぜひ一度ご相談ください。



問 県立煤ヶ谷診療所 ☎(288)1352

みんな大好き！ 特産品「清川恵水ポーク」給食

4月8日・25日の幼稚園と小中学校の給食に、村の特産品である「清川恵水ポーク」を使ったメニューが提供されました。

この給食に使用された「清川恵水ポーク」は、(有)山口養豚場さんから村の子どもたちに、無償で提供いただいたもので、8日は「とんかつ」、25日は「レモンソース焼き」に調理され、心を込めて育てたお肉を子どもたちみんなでおおいしくいただきました。



ものしものために

5月6日、幼小中合同引渡し訓練が各教育施設で行われました。

大地震の想定で訓練は行われ、緑小学校の児童たちは教室でシェイクアウト（安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない」を身につける機会）を行った後、先生の指示に従い校庭に避難し、保護者へ引渡しされました。

日ごろから有事の際の連絡方法や避難場所を相談しておくなど、もしものための備えをしておきましょう。



リレーエッセイ



清川村の皆さん、こんにちは。福地誠さんからバトンを受け取りました、上舟沢の滝吉です。私は清川村に今から23年前に転勤で妻と生まれたばかりの長女と3人で引っ越してきました。最初の頃、知り合いもない土地での暮らしに不安しかなかった事を今でも覚えています。ただご近所の皆さん達がとても温かく、不安な気持ちもいつしかなくなりました。その後、長男、次男も生まれ家の中にもぎやかになりました。

趣味は長男のサッカー、次男のバスケの試合を応援する事と、車の洗車と、ロードバイクに乗る事です。子ども達が頑張ってる姿を見ると自分も元気を貰えます。

ロードバイクでは宮ヶ瀬付近を走っています。今の季節は景色も綺麗で風もとても気持ちがいいです。そんなとき清川村に住んでてよかったなぁと思える瞬間です。

次は、消防団でとてもお世話になっている加藤豪さんにバトンタッチします。



たきよし まさひと
滝吉 将仁さん(写真左から3番目奥)
(上舟沢)



すこやか



はせがわ ともひろ
長谷川 智大さん 7歳

お父さん 智史さん
お母さん 真弓さん 自治会(金翅冲)

いつも一生懸命な智くん。『優しさ』と『強さ』
をもったお兄ちゃんになって下さい。
お父さん・お母さんより

きよかわっ子



いとう ももか
伊藤 百花さん 7歳

お父さん 貴史さん
お母さん 玲奈さん 自治会(下舟沢)

ももちゃん、元気に大きくなってくれてあり
がとう。これからも毎日楽しく過ごしてね。
大好きだよ！
パパ、ママより

おでかけ支援と事故防止 70 歳以上の皆さんのバス運賃を助成

6月21日～8月31日販売分

神奈川中央交通㈱が販売している「かなちゃん手形（高齢者バス割引乗車券）」の購入費を助成します。

☎ 保健福祉課福祉係 ☎ (288)3861

高齢者バス割引乗車券購入費助成事業 かなちゃん手形(1年券)の購入費のうち **7,000 円** を助成

☞ 村内在住で、70 歳以上の方(来年3月31日までに70 歳になる方を含む)

手続き方法(今年度初めて助成を希望される方)

①保健福祉課で申込み

申込み期間は、6月3日(金)～8月31日(水)
申込書は保健福祉課で配布
※本人確認書類をご用意ください。
(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)

②保健福祉課で「確認証」を受取る

③サービスセンター窓口で乗車券を購入

購入場所は、神奈川中央交通㈱
・本厚木駅前サービスセンターまたは
・伊勢原駅前サービスセンターです。
※購入費自己負担分3,800円のほか、保健福祉課が発行した確認証、顔写真(2.5cm×2.5cm)1枚をご用意ください。



昨年度から継続して購入費助成を希望される方

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、昨年度に本助成事業をご利用された方には、6月上旬に「確認証」をご自宅へ送付します(保健福祉課窓口への申込みは必要ありません)。

なお、昨年度と同様に、保健福祉課への申込みの際の「顔写真」の貼付は不要です(ただし、神奈川中央交通㈱で乗車券を購入する際には、「顔写真」が1枚必要です)。また、例年実施しています「ひかり根っ人きよかわ」による顔写真の出張撮影は今年度もありません。

高齢者運転免許証自主返納者支援事業 かなちゃん手形(1年券)の購入費の**全額**を助成

☞ 高齢者バス割引乗車券購入費助成事業の対象者で、平成31年4月1日以降かつ、満70歳となる年度以降に所有する全ての運転免許証を自主返納された方



手続き方法

①所有する全ての免許証を返納

厚木警察署または二俣川運転免許センターで自主返納してください。

☎ 厚木警察署 ☎ (223)0110

②「申請による運転免許の取消通知書」「無効確認を受けた運転免許証」を受取り、保健福祉課に提示

③保健福祉課で「確認証」を受取る

④サービスセンター窓口で乗車券を購入

購入場所は、神奈川中央交通㈱
・本厚木駅前サービスセンターまたは
・伊勢原駅前サービスセンターです。
※保健福祉課が発行した確認証、顔写真(2.5cm×2.5cm)1枚をご用意ください。

- ・運転免許証の更新手続きをしないことで失効となった方は対象外です。
- ・運転免許証自主返納者支援事業に限り、償還払いによる補助申請を受け付けます。
- ・運転免許証を自主返納された方への全額補助は2年間です。2年目の方には「確認証」をご自宅へ送付します。

きよかわ元気応援券(第3弾)の利用期間について



住民の皆さんへ

村では、新型コロナウイルス感染拡大により、疲弊した消費を回復させ、さらに村民の皆さんに「新しい生活様式」を取り入れていただくため、「きよかわ元気応援券(商品券)」を配布いたしました。利用期間は、**令和4年6月30日(木)**までとなっています。お手元に商品券をお持ちの方は、お忘れのないようご利用ください。

なお、利用期間を過ぎますと、商品券は無効となり利用できません。また、商品券の返金や払い戻し、換金は致しかねますので、ご利用忘れのないようご注意ください。

事業者の皆さんへ

商品券の換金につきましては、「清川村役場産業観光課」が窓口となります。

また、換金ができる期間は**令和4年7月29日(金)**までとなっています。期日を過ぎた商品券は無効となりますので、まだ換金請求を行われていない事業者の方につきましては、お忘れのないよう換金請求を行ってください。

問 産業観光課商工観光係 ☎(288)3864

令和4年春の叙勲

岩澤敏雄さん(新屋敷)が 旭日双光章を受章



受章された岩澤さん

新屋敷地区にお住まいの岩澤敏雄さんが旭日双光章を受章され、5月9日、神奈川県知事から伝達されました。

岩澤さんは、長年にわたり村議会議員として活躍し、その功績が認められました。

問 総務課管理係 ☎(288)1212

環境美化活動にご協力をお願いします。

クリーンキャンペーン・ ヤマビル駆除

日 6月12日(日)

午前8時30分から

※予備日6月19日(日)

※当日の午前8時に実施の有無を防災行政無線で放送します。

※予備日が雨天の場合は中止とします。

場 自宅周辺の道路など

内 ①不法投棄された可燃ごみや不燃ごみの収集

②県・村道沿いの雑草や支障木の除去

③ヤマビル駆除(実施する自治会には殺ヒル剤と噴霧器を貸し出します。)

問 産業観光課商工観光係

☎(288)3864



ひまわり放課後児童クラブ・夏休み期間中の入所申込み

保健福祉課福祉係
☎(2888)3886-1

日 毎週月曜日～金曜日

①夏休み期間中（7月21日（木）～8月31日（水）・振替休日・月曜日～金曜日にあたる祝日／午前8時30分から午後6時30分まで

由により、放課後家庭において保育を受けられないかつ集団生活を営む上で著しく支障のない児童

②早期保育／午前8時から午前8時30分まで

①放課後児童クラブ育成負担金／月額6千円

③早期保育料／1回100円延長保育料／1回100円

※上限千円（希望者のみ）

場 保健福祉センターひまわり館2階・ボランティア活動室

保健福祉課窓口にて必要事項を記入し、6月30日（木）までに申込み。

対 村内小学校に在籍する1～6年生の児童で、保護者の就労、疾病などの理由

ひまわり放課後児童クラブ・夏休み期間中の指導員を募集

保健福祉課福祉係
☎(2888)3886-1

対 18歳以上（高校卒業以上）の方 若干名

内 給与／時給1062円

勤務日／シフト制（月～金曜日）午前8時30分～午後6時30分

勤務期間／7月21日（木）～8月31日（水）

雇用期間／7月1日（金）

申 6月1日（水）から30日（木）までの間に保健福祉センターやまびこ館1階・保健福祉課で配布の申請書を郵送（〒243-10195）※住所不要または窓口で提出。

マイナンバーカードを紛失してしまったら

税務住民課住民保険係
☎(2888)3849

「マイナンバーカード」を紛失してしまった場合、一時停止の手続きを必ずしましょう。

紛失による一時停止の手続き方法

専用のコールセンターにご連絡ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178

平日／午前9時30分～午後8時、土日祝／午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）

※コールセンターでは、一時停止解除の手続きはできません。



発見された場合の対応

紛失していた「マイナンバーカード」を発見した場合など、マイナンバーカードの一時停止解除の手続きは担当課窓口で受け付けています。

※コールセンターでは、一時停止解除の手続きはできません。

◀ 6月23日～29日 ▶

男女共同参画週間

令和4年度のキャッチフレーズ

「あなたらしい」を築く、
「あたらしい」社会へ

村では、令和3年3月に「清川村男女共同参画基本計画」を策定し、事業の普及啓発に取り組み、性別にとらわれることなく、個人・家庭・地域・職場や村政といったあらゆる場面において活躍できる社会を推進します。

全ての人が職場・家庭・地域・学校で個性と能力を発揮できる社会を目指しましょう。

問 生涯学習課生涯学習係 ☎(288)3733

国民年金

保険料の免除・猶予制度のご案内

国民年金にご加入の方は、毎月保険料を納めなければなりません。収入の減少や失業などにより、保険料を納めることが困難な場合は、未納のままにせず、「免除・納付猶予制度」をご利用ください。

※詳しくは、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）をご覧ください。

問 厚木年金事務所 ☎(223)7171、税務住民課住民保険係 ☎(288)3849

記号一覧

日 時	期 間	場 所
対 象	内 容	講 師
費 用	申 込 込 込	
他	問 問 問	



結婚新生活支援事業 補助対象を拡大

保健福祉課福祉係
☎(288)3861

結婚に伴う新生活を経済的に支援することを目的に、住居費及び引越費用の一部を助成します。

対 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚夫婦。村内に住所を有し、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下で、夫婦の所得額が400万円未満の世帯であり、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に村内への転入届などを提出し受理済であること。

内 ①結婚を機に新たに村内に住宅を取得（婚姻前に取得した場合は婚姻日から起算して1年以内）する際の費用または住宅物件に係る賃借料など

②結婚の機に引っ越しをした際の経費で業者に支払った費用

③結婚を機に村内の住宅を取得し、または村内の住宅物件を賃借した際に、住宅等のリフォーム（婚姻前にリフォームした場合）は、婚姻日から起算して1年以内）をするために要した費用

申 ①③の実費負担分で1世帯当たり30万円を上限に支給（①③合算可）
保健福祉センターやまびこ館1階・保健福祉課窓口で申請。申請に必要な添付書類があるため、申請前に必ずお問い合わせください。

令和4年度から児童手当制度が一部変更になります

現況届の提出が原則不要となります

児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。

ただし、以下①～④に該当する方は現況届が必要です。

- ①法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ②離婚協議中の受給者である同居の父母
- ③配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ④その他、状況を確認する必要がある方

次のような場合は手続きが必要です (申請や届出は15日以内)

- ・結婚、離婚などにより受給者を変更するとき
- ・加入している年金を変更するとき
- ・振込口座を変更するとき
- ・村外に転出するとき、または村内で転居したとき
- ・出生などにより支給対象のお子さんが増えたとき
- ・監護しなくなったなどの理由で支給対象のお子さんが減ったとき
- ・お子さんが児童養護施設に入所したとき
- ・支給対象のお子さんと別居したとき
- ・受給者が公務員になったとき

所得が基準額以上の世帯は、 特例給付が受けられなくなります

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、令和4年10月支給分(6～9月分)から、児童を養育している方の所得が上限額以上の場合、児童手当は支給されません。

◎基準額目安 (単位：万円)

扶養親族などの数	所得額	収入額目安
0人	858	1,071
1人	896	1,124
2人	934	1,162
3人	972	1,200
4人	1,010	1,238

・児童手当などが支給されなくなった後に、所得が上限額を下回った場合、改めて認定請求書などの提出が必要となりますので、ご注意ください。

※児童手当などが支給されなくなった後に、その年度内に税の更正を行い所得が限度額を下回った場合でも、手続きが必要となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や、医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

木造住宅の無料耐震相談会を開催

まちづくり課土地政策係
☎(2888)38602

住宅の耐震性の向上と地震に強い安全なまちづくりを促進するため、木造住宅の無料耐震相談会を開催します。

日 6月18日(土)

1時30分～午後4時30分
※事前予約制

場 役場庁舎1階・村民相談室
対 ①②③の全てに該当する木造住宅を所有する方

①村内に自らが所有し居住しているもの

②昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の専用住宅、二世帯住宅または店舗兼用住宅であるもの(ただし、昭和56年6月1日以降に増改築したものを除く)

③木造在来工法で建築されたもの(枠組壁工法またはプレハブ工法によらないもの)

内 図面、写真による簡易耐震診断および耐震改修についての相談など

費 無料



申 6月15日(水)までに、申込書に必要事項をご記入のうえお申し込みください。申込書はホームページまたはまちづくり課窓口で配布しています。

他 一般診断法による耐震診断をご希望の方は、耐震診断費補助金交付制度をご利用ください。

なお、村では、民間企業に耐震診断やリフォーム工事などの戸別訪問を依頼することはありません。悪質な訪問販売などにご注意ください。

二輪車交通事故防止強化月間

スローガン

運転にゆとり
やさしさ 思いやり
暴走は しない
させない ゆるさない!

「暴走族」の脱退の相談は、
県警察暴走族相談員(☎045(211)0174)へ

問 総務課防災交通係☎(288)1212

暴走族追放強化月間



令和3年度清川村交通安全ポスターコンクール
入選作品 能戸 恋歌さんの作品(緑小)

パートナーシップ制度を導入

性の多様性に関する社会的な理解を促進するため、パートナーシップ制度を導入します。

パートナーシップ制度とは・・・?

さまざまな事情で婚姻の届け出をせず、あるいはできない事実婚の方が、お互いを人生のパートナーとして、協力し合うことを約束した関係であることを認める制度です。

施行日/令和4年7月1日(予定)

問 保健福祉課福祉係☎(288)3861



自衛官を募集

幹部候補生

各自衛隊の幹部自衛官となる者を養成するコースです。

【大卒程度・院卒者試験】

対 大卒…22歳以上26歳未満の方

院卒…20歳以上28歳未満の方

申 6月16日(木)まで

(飛行要員除く。)

他 試験日〔合格発表日〕／

一次…6月25日(土)〔7月22日(金)〕

入隊時期／来年3月中旬

～4月上旬

【歯科・薬剤科】

対 専門大卒(見込含)で、20歳以上30歳未満の方

(薬剤科は28歳未満)

申 6月16日(木)まで

他 試験日〔合格発表日〕／

一次…6月25日(土)〔7月22日(金)〕

入隊時期／来年3月中旬

～4月上旬

【医科・歯科幹部

各衛生部門において、部隊の医療や健康指導などの業務に携わる幹部自衛官と

なる者を採用します。

得者

申 ①6月10日(金)まで

②8月1日(月)～10月28日(金)※第1回で採用予定数を採用した場合、第2回は実施しない場合があります。

他 試験日〔合格発表日〕／①6月24日(金)〔7月29日(金)〕

入隊時期／今年9月下旬

～10月上旬

②11月18日(金)〔12月23日(金)〕

入隊時期／来年3月下旬

自衛官候補生

自衛官となるために必要な基礎的教育訓練に専念する採用制度です。

申 18歳以上33歳未満の方

申 年間を通じて実施

他 試験日は受付時にお知らせ。合格発表日・入隊時期は試験時にお知らせします。

予備自衛官補

教育訓練修了後、予備自衛官として任用する制度です。

【一般】

対 18歳以上34歳未満の方

申 9月16日(金)まで

他 試験日〔合格発表日〕／9月25日(日)～10月10日(月)

※いずれか1日〔11月9日(水)〕

他 教育訓練の開始時期／今年7月以降

【技能】

対 18歳以上の方で、国家免許資格などを有する方

(資格により年齢上限変動)

申 9月16日(金)まで

他 試験日〔合格発表日〕／9月25日(日)～10月10日(月)

※いずれか1日〔11月9日(水)〕

他 教育訓練の開始時期／今年7月以降

【技能】

対 18歳以上の方で、国家免許資格などを有する方

(資格により年齢上限変動)

申 9月16日(金)まで

他 試験日〔合格発表日〕／9月25日(日)～10月10日(月)

※いずれか1日〔11月9日(水)〕

他 教育訓練の開始時期／今年7月以降

【技能】

対 18歳以上の方で、国家免許資格などを有する方

(資格により年齢上限変動)

募集コールセンター

☎(0120)066792(携帯電話可)

他 試験日〔合格発表日〕／9月25日(日)～10月10日(月)

※いずれか1日〔11月9日(水)〕

他 教育訓練の開始時期／今年7月以降

厚木募集案内所

自衛隊の仕事を知っていますか。

「国の平和と独立を守る」という重要な使命のもと、わが国に対する侵略行為には即座に対応し、自然災害時には人命救助と復興に尽力します。さらには自衛隊の力を必要とする諸外国に赴き、国際社会の平和にも貢献しています。

案内所で自衛隊の制度説明や受験案内、体験、駐屯地のイベント案内・見学など幅広いサポートを行っています。

お気軽にお問い合わせください。

問 ☎(400)2486

ラジオきよかわだより

83.6 MHz

☆宮ヶ瀬レイクサイドエフエム☆

午後0時30分

問 総務課管理係 ☎(288)1212

くらしの安全・安心だより

刈払機(草刈機)による事故に注意しましょう!



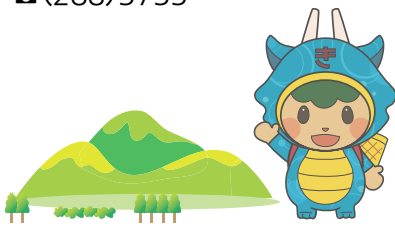
刈払機は刈刃が露出しているため、十分安全に留意して使用しないと大変危険です。全国では刈刃への接触や巻き込まれによる事故により、手指の切断などの重大な事故が発生しています。

刈払機を使用する際は、危険性を再確認し、事故を防ぎましょう。

問 消費者ホットライン ☎188、厚木市消費生活センター ☎(294)5800

グラウンド・ゴルフ教室

- 教室1 / 6月25日(土)
午前10時～正午
(受付は午前9時30分から)
- 教室2 / 7月23日(土)
午前10時～正午
(受付は午前9時30分から)
- ミニ大会 / 8月21日(日)
午前9時～正午
(受付は午前8時30分から)
- ※ミニ大会への参加資格は、教室1または教室2のどちらかを受講した方とします。
- 場 村運動公園野球場
- 対 村内在住・在勤者、小学生(3年生以上)は親子での参加可
20人(先着順)
- 内 初心者の方も、グラウンド・ゴルフを楽しく学び、体験できます。
小中沢グラウンド・ゴルフクラブ
- 講 清水 孝治氏
立石 良夫氏
- 費 無料
- 申 6月15日(水)までに生涯学習課へ直接申し込み
- 他 道具などは主催者が用意します。ボールやクラブなどをお持ちの方はご持参ください。また、運動のできる服装でお越しください(マスク着用、飲み物持参)。※当日、37.5℃以上の発熱のある方は参加をご遠慮ください。
- 問 生涯学習課生涯学習係
☎(288)3733



保健

ラジオ体操・

ヘルスアップウォーキング教室

- 6月11日(土)
午前9時30分～正午
(受付は午前9時から)
- 場 生涯学習センターせせらぎ館
2階・みどりホール他
- 対 村内在住・在勤者40人程度
- 内 みどりホール：ラジオ体操教室
屋外：ウォーキング教室
1階談話コーナー：野菜摂取充足度測定ベジチェック(測定無料)
※雨天の場合は、みどりホールでのウォーキング講習となります。
- 講 健康運動指導士 天川 淑宏氏
(村スポーツ推進委員)
- 費 無料
- 申 6月6日(月)までに保健福祉課または生涯学習課へ直接申し込み
- 他 運動のできる服装、靴でお越しください(マスク着用、飲み物持参)。
※当日、37.5℃以上の発熱のある方は参加をご遠慮ください。
- 問 保健福祉課保健予防係
☎(288)3861
生涯学習課生涯学習係
☎(288)3733
- 5月31日は「世界禁煙デー」**
5月31日から6月6日を「禁煙週間」にしています。
禁煙および受動喫煙防止に取り組みましょう。
禁煙を希望される方は、禁煙外来にご相談ください。



6月保健福祉課カレンダー

保健福祉課のお知らせ

申 問 保健福祉課 ☎(288)3861

- ころの相談室(予約必要)
2日(木)午後2時～4時
- 転倒予防(にこにこあしあし体操)教室(予約必要)
3日(金)・10日(金)・17日(金)・24日(金)
午後2時30分～3時30分
- 認知機能向上(脳活性化)教室(予約必要)
6日(月)・14日(火)・20日(月)
午前9時45分～10時30分
午前10時45分～11時30分
- 健康・運動相談(予約必要)
6日(月)午後1時30分～4時
- のびのび子育てサロン(予約必要)
8日(水)午前10時～正午
- ラジオ体操・ヘルスアップウォーキング(予約必要)
11日(土)午前9時30分～正午
- 乳幼児健康診査・歯科・育児相談
16日(木)1時30分～(受付)
※対象者には、個別通知します。
- マタニティ教室
23日(木)午前10時～午後2時
- 障がい者相談・サロン
28日(火)午前10時～午後5時
- 母子保健室開放日
2日(木)・6日(月)・9日(木)・13日(月)・20日(月)・27日(月)・30日(木)

厚木保健福祉事務所のお知らせ

申 問 厚木保健福祉事務所

☎(224)1111

- 専門的栄養相談(予約必要)
難病や合併症を有する方、そのご家族のための食事相談
…お問い合わせください。
- 専門医による精神保健・認知症相談(予約必要)
心の病気、アルコール・薬物などの依存症、認知症の相談
…お問い合わせください。
- 療育歯科相談(予約必要)
病気や障がい、発達の遅れなどがある3歳未満児の歯科相談
…お問い合わせください。
- エイズ・梅毒検査、相談(予約必要)
匿名での検査が無料で受けられます
…お問い合わせください。
(相談は随時対応)

ME-BYO改善だより③

「マイME-BYOカルテ」でかんたん・あんしん・べんりに未病を見える化!

「マイME-BYOカルテ」とは?

あなたの健康情報やお薬情報などをスマートフォンなどで管理できるアプリです。トップ画面のロゴマークを押すと測定に進むことができます。アプリで算定される「未病指標」をあなたの健康管理、未病改善に、ぜひ役立ててください。

問 保健福祉課保健予防係 ☎(288)3861

まいみびようかるて

検索



県ホームページ

お知らせインフォメーション

①暮らしに役立つ情報をお届けします

日 日 時 期 期間 場 場所 対 対象 内 内容 講 講師
費 費用 申 申し込み 他 その他 問 問い合わせ

7月の行事予定

- 1 金 転倒予防(にこにこあしあし体操)教室
2 土
3 日
4 月
5 火 認知機能向上(脳活性化)教室
6 水 やまびこ健診
7 木 やまびこ健診
8 金 やまびこ健診
転倒予防(にこにこあしあし体操)教室
9 土 やまびこ健診
10 日
11 月 認知機能向上(脳活性化)教室
12 火
13 水 のびのび子育てサロン
14 木 乳幼児健診
15 金 転倒予防(にこにこあしあし体操)教室
16 土
17 日
18 月
19 火
20 水 がん検診
訪問指導・在宅訪問機能訓練
21 木
22 金 がん検診
転倒予防(にこにこあしあし体操)教室
23 土
24 日
25 月 認知機能向上(脳活性化)教室
26 火 障がい者相談・サロン
27 水
28 木
29 金 がん検診
30 土
31 日



納税・納付

種別	納期	納期限
村・県民税	1 期分	6月30日
国民健康保険料		
介護保険料		
し尿等処理手数料	2 期分	6月30日
保育所保育料		
放課後児童クラブ保育料	6 月分	

休日納付のご案内

日 閉庁日(土・日曜、祝日)

午前8時30分～午後5時15分

場 役場庁舎 1 階・宿直室

他 ご希望の方は必ず、事前に担当課へお問い合わせください。



図書館



新しく入った本は、「図書館だより」に掲載しています。

また、「図書館だより」は、村ホームページで公開しています。

問 図書館 ☎(288)3895



催し

少年少女消防教育

防災体験を通して、楽しみながら災害への意識を高めましょう。

内 ①集合訓練、②消防車・救急車の体験乗車、③放水体験、④子どもの危機管理、防災体験

日 7月22日(金)

午前9時～午後4時

場 神奈川県総合防災センター
厚木市下津古久280番地

対 村内在住の小学3年生から中学3年生まで

申 6月10日(金)までに電話・窓口で受付(平日午前9時～午後5時15分)

※申込み時に昼食代520円および印鑑を持参 ※先着20名

問 厚木市消防本部予防課危険物係
☎(223)9369

カヌー体験教室

日 6月18日(土)

午前10時～午後3時30分
(受付は午前9時30分から)

場 神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場

対 村内在住・在勤者20名(先着)家族での参加可

講 NPO法人 きよかわアウトドアスポーツクラブ 新倉 正義氏

費 無料

申 6月10日(金)までに生涯学習課へ電話で申込み

他 動きやすく、濡れても大丈夫な服装をご用意ください(マスク着用、昼食、飲み物、着替えなど持参)。
※当日、37.5℃以上の発熱のある方は参加をご遠慮ください。

問 生涯学習課生涯学習係
☎(288)3733

6/5

(日)

午前10:00～



清川産業まつり

日 6月5日(日)午前10時～
※雨天決行

場 厚木市農業協同組合清川支所・駐車場

内 村を紹介し、地域経済を活性化させるため、新茶などの地場産品を販売します。

他 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、中止となる場合があります。

問 産業観光課農林係 ☎(288)3864



輝き・愛着・誇りを育む村づくり

住民懇談会を開催

皆さんからの村政に対するご意見やご要望をお聴きし、村政に反映させるため、ご近所お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

日 令和4年6月10日(金) 午後7時から

場 宮ヶ瀬地区住民センター・集会室

他 37.5度以上の発熱や体調不良の場合は、ご来場をお控えください。

問 総務課管理係 ☎(288) 1212



こちらもご活用ください ▶ 村長への手紙～わたしの提案～

送付方法：①村ホームページの送信フォームから送信

②公共施設などに設置している専用封筒をポストに投函
(切手不要)

※回答にはお時間を要する場合があります。



送信フォーム



人口のようす

令和4年4月30日現在

村に住民票がある方の総数

人口総数 2,835人 (－2)

男 1,441人 (－2)

女 1,394人 (±0)

世帯数 1,258世帯(－1)

※()内は前月比/住民基本台帳より



村の鳥
ウグイス

令和4年5月1日現在

住民票の有無に関わらず村内に居住している方の総数

人口総数 2,985人 (－2)

男 1,518人 (－2)

女 1,467人 (±0)

世帯数 1,129世帯(－1)

※()内は前月比/人口統計調査より



ペンのうごき

6月は梅雨の季節。空模様のようにどんよりとした気持ちになっていませんか。しかし雨にもさまざまな魅力が隠れているんですよ。

とある露天風呂に行った時のことです。温泉に浸かっていると、雨が降ってきました。ふと温泉の水面に目をやると、落ちてくる雨が跳ね返り、水面が不規則に揺らいでいました。水面ギリギリで見たその景色は、まるで落ちた雨が踊っているようでとてもきれいでした。意外なところで雨の新たな魅力の発見に心躍りました。

ちょっと見方を変えれば、楽しいことが隠れているかもしれませんね。梅雨の魅力を発見したらぜひ教えてください。(お)